

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成27年5月29日（金）午後3時から午後5時2分
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 大野 勝 則（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 有賀 貞 博（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 築 雅 子（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 田 澤 奈津子（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 井 田 幸一郎（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 二 宮 英 人（東京弁護士会所属）
弁護士 渡 邊 竜 行（第一東京弁護士会所属）
弁護士 飯 塚 亜矢子（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

これから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は本日司会を仰せつかっております地裁刑事第4部の大野と申します。どうぞよろしくをお願いします。

さて、今回は特に裁判員裁判の中でも薬物の持込みの輸入事件、その中でも故意を否認している争いのある事件を裁判員あるいは補充裁判員として担当された6名の方においでいただきました。この種の事件は、対象事件ということではあるんですが、普通、裁判員の方は日常経験しないことについて裁判に携わっていただく、更に、否認事件ということで薬物の認識の判断や、その理解であるとかそれに関する証拠というのをどう考えるかという点も結構難しいところがあったのではないかと思います。

それから、証拠調べの関係、特に証人の関係では税関職員から話をお聞き

になってるようですが、そのところは十分に理解できたのかどうかという点です。また、この種事件の特色は、外国人の被告人が多いということで、通訳事件がかなりあるということです。今回も日本人の被告人を担当されたのはお一方だけで、あとの方は全て外国人の被告人でしたので、通訳事件としての理解度への影響というのとはなかったか辺りです。それから、お一方は、外国人で複数の被告人を担当されたということで、職務従事期間だけでも結構長丁場で、そこら辺の苦労もおありではなかったかと思います。また、ほかの事件でも最近よく出てくるんですが、証拠書類の中ではメールですね。特に外国人の事件でも英語等でのメールのやり取りというのが、ある程度の分量で証拠で出てくるということで、そういうのを証拠で見て判断に使うというのはどんな印象でおられるのかと思っています。その辺のところを経験者の方からお話を伺った上で、率直に御意見を言っていて、法曹三者それぞれでこれから改善していくべき点はないだろうか、ヒントをいただける機会になればと考えております。

それでは、まず一番初めに、それぞれの皆さんが参加された事件の概要であるとか、あるいは一番初めにお話ししました薬物事犯という日常経験しない事件に関する全体的な印象であるとか感想といったものをお話しただければと思います。1番の方が担当された事件は、複数の被告人で、二人で覚せい剤を持ってきたという事件のようですけれども、いかがでしょうか。

1番

覚せい剤というものは自分の日常生活とは無縁なので全く関心がなかったのが正直なところですね。裁判員になったからにはそれをどう理解しようかという点が、やはりすごく気持ちの面でもかなりストレスというか重荷であったのは事実なんですけど、裁判官や裁判長が気軽に質問ができる雰囲気を作ってくくださったので、いいチームワークと言ったら変なんですけど、裁判、評議の休み時間に常に質問や質疑応答をしていただけるような機会があったの

で、少しずつ勉強させていただいたという感じです。それと、今回の経験を通して、人ごとと思っていた薬物に対して、こういう問題がどこにあって、何というのか、世の中をよくするには、こういう知識を持って、周りの友人にもそこで得た薬物被害みたいなもののお話をするとか、もっといろんな人が考えるきっかけになるんだなということで、経験してよかったなという印象は受けています。

裁判は長かったんですけども、外国人二人の被告人の発言があるので、その食い違いをヒントに考えていけばいいのかなという点では、一人の発言よりも情報が倍になるので、考えるすべがあったというのがあります。あとは、通訳が本当に素晴らしい方でした。被告人が税関でいろんな質問を受けたときの通訳の方には何かとても不満があったような発言があったんですが、裁判のときには非常に落ち着いて安心して通訳の方にゆだねているということがその表情からも見て分かって、被告人だけれども、安心して発言できるという雰囲気があったんじゃないかなと思います。内容も全然私たちは分からないんですが、被告人が発言をした後に、通訳の方が更に正しく通訳をしようと思ってその言語で質問をしたりしている姿も、その通訳の方も一所懸命やってるし、被告人も真実を伝えたいという思いがあって、一所懸命さというんですか、何かこの場で一所懸命議論しようというところも感じられました。あと、職務従事期間というのが非常に長くて、抽選で当たった翌日1日しか間がなくて、職場に迷惑をかけることになってしまったんですが、それが1週間のうちに3日裁判があったり4日裁判があったり2日裁判があったりと結構イレギュラーで、そのスケジュールについてはもうちょっと、連続して終わらせるのか、毎週何曜日とか、何かもう少し規則性があるとありがたいなと思います。とりあえず以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは、続いて2番の方に伺います。これも

外国人の被告人がキャリアケースに隠された覚せい剤を持ち込んだというケースです。2番の方お願いします。

2番

薬物事犯ということについて、まず裁判員裁判になるんだというのがちょっと驚いたところで、参加してみて量刑がすごく重いというのを教えられて、運んだだけでこんなに量刑が重いんだというのが分かっただけでも参加してよかったなと思ってます。日常経験しない出来事で薬物と縁がない生活なので、そういったところのジャッジの具合というのが、一体何を見ていけばいいのかというのがまず最初に分からないまま、いきなり裁判に入っていくので、一体どこのポイントを聞いてジャッジをしていけばいいのかというのがちょっと分かりづらかったです。一番最初の冒頭陳述のところは正直緊張もしてますし、何を聞いたらいいいんだろうみたいな感じで、どこをポイントで絞って聞いていいのかというのが最初から分かっていたら、聞くときに集中して聞いてよかったかなというふうに今は思っています。私の担当した裁判は外国人で英語を話す被告人で、私はある程度英語が分かるので、それも踏まえた上で通訳の方は適切に通訳されていたなというふうには感じました。逆に言うと、英語でしゃべる時間と通訳を介す時間があるので、それもちょっと考えることに余裕ができるというか、若干メリッ的なところもあったなというふうに感じてます。あとは、量刑に関する考え方も最初から全然分からなかったもので、その辺は裁判官の皆さんと参加された裁判員の方々と、こういうふうに考えていくんだなというプロセスが分かって、その辺はよかった点だと思います。この薬物事犯という事件については、そんな印象を持っています。

司会者

3番の方の担当された事件は、被告人が外国人で、これはバッグに入ったサンダル等に仕込まれていた覚せい剤を輸入したという事件です。

3 番

私も外国人の被告人の薬物の事件だったんですけれども、まず最初に席に座ったときに資料を見たんですが、何の知識もなくてぱっと見せられたときに、果たして私はこれで量刑が言えるのかなというのがすごくあったんですね。テレビの報道で大体懲役何年ですということが出ていて、そういうことに関しても、何を基準にどうやって決めてるのかなと思ったんですけれども、事前に何かちょっと資料でも、こういうふうになってますと、この薬物を使うとこういう危険性があるとか体に害があるとか、そういう事例というのを出していただけると、これだけ大変なものを輸入してるんだとか、すごくよく分かったんじゃないかなって思ったんですね。テレビで見た段階では、ただこういうのを輸入しました、捕まりました、これだけですという、あっ、そうなんだ、大体これぐらいなんだという感じなんですけど、議論をしていくうちに、こんなに人に対して悪い影響を与えるんだということは、やっぱり裁判をしていく中で分かってきたことだったので、事前に資料じゃないんですけど、それを詳しくちょっと書いたものを見せていただければ、判決の材料にもなったかなというのはありました。通訳の方はすごく明確にすごくいい通訳をしてくださった方だったので、裁判をしていく中ではすごく分かりやすく、私なりに、ああ、そうなんだという、素人でも分かるような通訳の仕方だったので、よかったかなと思いました。裁判をしていく中で、初めて薬物事件に対して真摯に向き合わなければいけないなという気持ちになったんですね。それはなぜかという、やっぱりすごく傍聴人の方が多くて、この事案に対してすごく皆さんが、何というんですか、興味じゃないですけど、注目してる裁判なんだなというのが分かりましたので、薬物事案に対して、これだけの方が注目してるんだから真摯に受け止めなければいけないんだなということを思ったんですね。すごく残念だなと思ったのは、メールのやり取りで分からなかった点がすごくあったことですね。何というんですか、

全部を隠して1か所しかメールの文章が出てこなかったんですね。そのときに、何を言いたいのかというのが分からなくて、前後があるとこういう流れでこのメールが来てますよというのが分かって判断できたんですけど、そこだけだとどの系列から流れてきてるメールなのかなというのがすごく分からなかったもので、そういう点ですごくがっかりしたかなというのはちょっとありました。

司会者

メールの点についてはまた話題にいたしたいと思います。とりあえずは順番にお話を伺いたいと思います。4番の方の担当された事件は同じサンダルで、どうも同じ人に頼まれていた、3番の方の担当された被告人と4番の方の担当された被告人は、本人同士は全然関係ないんですけど、どうも同じ組織の依頼で運んでいたという関係のようで、やはりサンダル等に仕込まれた覚せい剤を輸入したというケースです。

4番

最初の印象なんですけれども、薬物の輸入ということで、どれぐらいの刑になるのかなというのが全く想像がつかない状態でした。それでも、何と言ったらいいんですかね、過去の事例としてはこれぐらいの判決が出ていますというのは裁判長の方から教えていただいたりとかもありましたので、みんなディスカッションしていくうちに、これぐらいが妥当なんじゃないかなというのが大体固まってはきたんですけども、印象としては、日本に持ってきて捕まればこれぐらいの刑を食らってしまうんだよ、だから日本に持っていくのはリスクが大きいんだよということがもっと分かれば、何というんですかね、密輸するようなこともないんじゃないかなと思うし、持ってくるということは、需要と供給があるから持ってくるわけで、その辺もっと取締りが厳しくなれば、自然とだんだん輸入されることも少なくなるんじゃないかなと感じました。被告人が外国人なので、通訳の方がちょっと早口で聞き

取りづらかったというのが正直ありました。通訳の方は早口で言っていて、検察官とか弁護人とかの問いかけとちょっと何かリズムが悪かったなと感じました。あとは、そうですね、全体的には本当にいい経験になったと思いますので、上司にどうだったと聞かれたら、非常にいい経験になりましたと言いましたし、仕事に生かせるかどうかは分かりませんが、是非、何と言ったらいいんですかね、戻込みしないで参加してもらえると本当にいい経験になると思います。

司会者

ありがとうございました。5番の方も外国人の事件でキャリアケースに入った覚せい剤を持ち込んだというケースです。では、お願いします。

5番

私もですね、何の知識もなく参加したんですけども、まず、貴重な機会だったんで、誠実に自分では取り組もうと思って臨みました。一緒に選ばれた人も、本当に何か誠実に対応してたように感じました。かつ、この周りの人たち、例えば会社とかの理解も得られてるんだなというふうにも思いました。あと、やっぱり印象深かったのは、裁判官とか、今日も検察官も弁護士もいらっしやってますけども、おのおの全く違う組織の人間というんですかね、裁判官は、失礼があったらごめんなさい、淡々として穏やかで、検察官と弁護人は何か気負いがすごく感じられました。検察官の求刑も初めてですから、こんなにすごいんだというふうに驚きました。逆に弁護人は、それを真っ向から否定し、無罪を主張する。裁判をずっとやっていて、私は別に余り悩みませんでした。裁判官がいろんな説明もしてくれましたし、周りの人たちと色々な話合いもして、もちろん考えましたが、悩みませんでした。悩んでも仕方がない。あとは、証拠が出てきてたんですけども、それが要するに正しいか正しくないかというのは自分自身で判断するしかないんですね。そういう見方でやってきて、最終的に判決も出たわけですけども、

たしか捕まってから裁判が開かれるまで半年以上、8か月ぐらいで、当然被告人の主張が変わってて、先ほどもちょっと申しあげましたように、検察官が求刑してて、弁護人は無罪だと言ってるわけですから、求刑に対して下げる弁護をするんじゃないかと、最終的に真実というんですか、それが明らかになってないなと思いました。やっぱりおのおのがおのおのの主張をぶつけて。そうしかないんでしょう、多分きっと。私も自分なりに考えてですね。だから裁判の難しさを感じました。麻薬ってすごい重罪なんだということを感じました。以上でございます。

司会者

それでは、6番の方ですが、唯一日本人の被告人の事件を担当されています。キャリーケースの中に入ってる覚せい剤を持ち込んだというケースです。お願いします。

6番

覚せい剤、実物も見たんですけども、これが多いのか少ないのかというのが、まずもって分からなかったというところが一番最初にありました。争点として覚せい剤輸入の故意ということをしごく何度も裁判長も裁判官も言われて、故意を量るということ聞いたときに、結局その人の心象、被告人の心象を我々がどうやって裁くんですか、証拠が何かいろいろ出されるものに対してどう判断すればいいのか、逆にこういう裁判が一番難しいんじゃないでしょうかというのが、裁判員の皆さんの中で一番話が出てたところですね。どうやって判断をすればいいのか。結局最後まで皆さん悩み続けてたという感じを持っています。私だけ日本人の被告人で、ほかは外国人の被告人というのを聞いて驚いたんですけども、日本人の結構高齢な被告人だったと思いますけれども、そういう人たちにまでシンジケートとかそういうものの手が伸びていると。それにもかかわらず、密輸するときの隠し方が余りにも稚拙だったと思います。あれはどういうふうに向こうは思って運ばせるのか、どう

見てもばれるでしょうというような形のもので、その辺がものすごく不思議な感覚で裁判のほうをやっていました。あとは全体的にやっぱり知識がないものですから、裁判長だったり裁判官、弁護士、検察官、皆さん経験でものを言うと、評議して一番近いのは裁判官で、何となく裁判官の意見に誘導されていっちゃうような気持ちをもものすごく強く感じたんですね。大体こういう人たちはこうこうこうでしたと事例を言われると、ああ、そうなんですと、じゃあ、この人悪いんですねみたいな感じで。ただ、皆さんはそういうことでおれずに考えてくださいと言われるんですが、なかなかそういうのは難しく、かといって裁判官の意見に抗っても仕方がないというところで、どうやって判断すればいいんでしょうかねというのが、誰にも相談できずに、裁判長とか裁判官に何か誘導していませんかみたいなことを言うことも言えず、そこはずっと悩みながら最後までやっていきました。最終的な判決という部分においても、判決の決め方に関しては納得できるものだったので特に問題はないんですが、故意というものを判断するに当たり、やはり経験者の方たちの意見に流されていってしまう、自分が弱いのか分からないんですけれども、そういうものを強く感じたのが一番の経験だというふうに思っています。意見交換会にちょっと出たいなというのは、そういうふうに思ったということを伝えられる機会があるのであれば伝えたいなというのがあって、今回参加希望を出しています。以上です。

司会者

ありがとうございました。次に具体的な話に入ろうと思っている薬物の認識、その争点というのが、なかなか理解が難しいという点、今お話がありました主観的なもの、その人の心の中なんていうのは誰にも本当のところはなかなか分からないですから、それをどういうふうに考えていったらいいかと、そこら辺がやはりこの事件の一番の難しさだと思います。例えば、言葉としては覚せい剤を含む違法薬物が入っていたのではないかというような説明を

されて、それに基づいてそれがあったかどうかということで話をされたんじゃないかと思います。先ほど2番の方からも、なかなかどこを判断していいかポイントがちょっと分かりにくかったというお話がありましたけども、その辺のところはどうでしょうか。裁判官の説明もあったでしょうし、あるいは先ほどお話があった冒頭陳述での検察官あるいは弁護人のテーマの説明はすっと入りやすかったですか、それとも難しかったですか。これから先はどなたでも結構なんですけど、いかがだったでしょうか。では、5番の方お願いします。

5番

6番の人もちよっと言ってたんですけども、別に誘導されたわけでもないんですけども、先ほど私はもちろん考えましたけど悩みませんでしたという話をしましたけども、悩みようがないんですね、知識がないから。要するに、いろんなことを聞いて、それで判断するしかない。資料を見て、やっぱり自分で判断する。その繰り返しですね。その資料が本当に正しいかどうかは分かりませんね。要するに、極論すればですね。作ってるかもしれないし。参加させてもらった裁判は、そのとおりだと思いましたが、時間がたつて、例えば弁護人と被告人がいろんな公判の打合せをもししたとするならば、弁護人は無罪を主張するというか主張してあげる。本来は、量刑を軽くするんだったらもっと被告人は本当のことを言ってるんじゃないかとかというふうには思いました。でも、多分そういう認識にはならないんだと思うんです、絶対に。ですから、本当のことというのは非常に分かりづらい。被告人は外国人だったんですけども、間違いなく悪いなと思いました。証拠を見て。それを全部疑ってるわけじゃなくて、やっぱり正しいと思いますし、弁護人が弁護した話し方というのは、やっぱり説得力がなかったように思いました。ただ、それが真実かどうかというのは分かりませんし、最終的に量刑を決めたんですけども、そこは自分なりに、自分はこうだと思った。それが自信が

あるかどうか分かりませんが、そういうふうに思った。たったそれだけで
すね。以上です。

司会者

そういう認識があったかどうかというところで、その辺の分かりにくさとい
うのはそんなにはなかったですか。

5 番

私の感触ですけども、弁護人の話が何かすごく弱かったような気がしまし
た。被告人が外国人なので通訳の人が入ってたんですけども、やっぱり分か
りづらいですね、通訳が入ってるということは。非常に分かりづらい。被告
人が外国人ですからしょうがないんでしょうけども、被告人が日本人だった
ら違うんだろうなというような雰囲気は何となく想像できます。

司会者

ほかの方もいかがですか。2 番の方お願いします。

2 番

先ほど申し上げて言ったので再度補足をさせていただきます。私が申し上
げた争点が分かりづらかったという点については、争点はちゃんと要旨に書
いてあるんですけど、どこに書いてあるのかさっぱり分からなかったです。
スケジュールを今思い返してみると、最初の日には9時30分に集合して、3
0分後には法廷に行かなくちゃいけないという状態で、最初に集められても
のすごく緊張してる中で、資料をさあっと見る感じになってしまうのはいた
し方ないのかなと思っているのですが。もう少し時間があるとゆっくり資料
を読み込めて、これが争点なんだなというのが把握できた上で法廷に向かえ
たと思います。とにかく何かこう、一番最初に集められて、ちょっと説明を
聞いて、じゃあ法廷に行きますという感じの印象がものすごく強くて、えっ、
もう行くのという感じがしました。もうちょっと分かった上で法廷に入れば、
もう少しちゃんとポイントが分かった上で陳述を聞くことができたのかなと

いうふうには思いました。

司会者

法廷に行ったときに冒頭陳述ということで検察官，弁護人がそれぞれ紙も配ってこういう事件だと説明したと思うんですけど，その辺はどうだったんですか。

2 番

その辺りが，いつ紙をいただいたのかというのもちょっと正直覚えてないぐらい，最初の30分だったんでちょっと緊張していました。いつ冒頭陳述の内容をもらったのかというのも正直ちょっと覚えていないので。ただ，いきなり始まるんだなという印象でした。30分後に，えっ，もう法廷行っちゃうのという感じで，メモはできますけど，冒頭陳述を聞いてそこからジャッジをしなければいけないというプレッシャーみたいなものがあって，聞き漏らしちゃいけないとか，そういったプレッシャーは感じましたし，最初の段階でどこをポイントに聞けばいいのかというのは，特に一番最初に法廷に入った段階では，最初の冒頭陳述は聞くだけで精いっぱいという感じは正直あったかなというふうに思います。これは多分運営の問題とかそういうことなんだと思うんですけど。

築検察官

地検公判部の検察官の築と申します。冒頭陳述では，例えば絵を使うとか図を使うという形の冒頭陳述を作成するということをやっているところもあるんですけど，そういうことがあればもうちょっと精神的に楽だったかもしれないという点はあったんでしょうか。

2 番

絵を使っているというか，写真は結構陳述のときに出てきたものなので，物とかも出てきたので，そこはそうでもなかったかなとは思いますが。とにかく集まって最初の30分でいきなり法廷に連れていかれるということ自

体がもう緊張してて、文書も配られたりとかして見てるので、正直言って私は先に目で追っちゃって、どういうものなのかというのを把握しようとした上で先に進んでるなみたいな感じで、余裕が正直なかったかなという気はします。絵や写真とかはいっぱい出していただいたので、そこはそんなに私は感じなかったですけども。

1 番

今お話を伺いながら思い出してきたのは、冒頭陳述はショッキングだっただけの印象で、中身を理解したかと言われたら、やっぱり理解できていなかったと思います。どなたかがおっしゃいましたが、検察官の発言の後、弁護士、私の場合はお二方いらっしゃいましたが、弁護士はそれぞれ無罪と言って、あっ、こんなに違うんだと思いましたし、当日その裁判の場所か何かで始まると同時に資料が配られたので、何が起きてるんだろうみたいな気持ちはありました。それはしょうがないのかなと私は余り気にしなくて、その後、裁判長のほうでフォローアップをすごくしていただいて、自分が疑問に思ったところも解決できていったのですが。確かに今2番さんがおっしゃられるように、もうちょっと時間があって説明を受けたら、もう少し冷静に聞いたかなと言われたらそうかもしれないですね。紙を配られずに、その場でぱっと配られて、何かすごいプレゼンテーションで、弁護団がパワーポイントみたいのとか紙とかではあっとやってて、ちょっと最初、えっ、ドラマみたいなぐらいで、中身はやっぱり外国人の名前も多いですし、ちょっと複雑だったんで、求刑のところぐらいしか覚えてないというか、理解できなかったというのがありました。

あと、ちょっと付け加えてよろしいですか。証拠調べというか証人の発言のところ、とても長い裁判の中で、非常に分かりにくいことが一つありました。最初税関の方の発言があって、その後に警察官の調べがあるんですが、とにかく出てくる人が多い裁判だったんですね。それが時系列に並べて発言

があるわけではなくて、ある一人の税関で立ち会った方、荷物を見た方、もう一人の方の荷物を見た方、何とかを見た方で、家族はこういう人だったとかいうのがあって、私たちというか私自身は、被告人がどうだったのかというのを聞けるのが最後の最後ぐらいなわけですよ。その間ずっと、ある短時間の時系列のスポット的な人たちの発言を、時系列じゃなくてばらばらに聞きながら、点を線にしていく作業をすごいしたんですね。多分それは証人のスケジュールが合わなくてそうなったんだと思うんですけど、一番最後に被告人二人の発言が少しずつあって、そこで点でつなげないところが多分こうなっていくのかなみたいな。でも、ここで分かったんだけど、ここの証人の発言にもう一回質問したいなということがそのうち出てくるんですけど、そのときには既に時遅しみみたいな感じなんですね。だから、その発言はテープにとってあるので、この部分ですよと私たち結構ビデオを使ってそのときの発言を見たんですけど、もうそこで質問することはできないので、長い裁判のときには、できれば時系列とか関連性、前の証人の人と関連性のある順番とかですね、そういう感じでスケジュールを立てていただいたほうが混乱を来さないかなというふうに思いました。

司会者

お二方のお話では、証人の話も出てきましたけども、またその話も後でしたいと思います。とりあえず、そもそも何が問題でどういうことを考えなければいけないのか辺りが、今のお二方のお話だと結構、精神状態みたいなものもあって、そこにたどり着くまでが大変な状況だったというようなことのようなんですけど。ほかの方はいかがですか。では、6番の方お願いします。

6番

私はそんなに緊張はなぜかしないで、人を裁くというところに今後立つこともないとは思っているので、ものすごい珍しく落ち着いた気持ちで入って行きました。実際冒頭陳述等につきましても、かなり検察官のほうは理路整然と資

料をまとめてくださっていて、話を聞いて、ただ、そこに出てくる言葉の意味は全く分からないまま、ブラックノートというのが出てきたんですけど、そういったものが入ってきて、それが覚せい剤だったんだなというところで、きちんとされていたので非常に分かりやすくてよかったですし、入る前に裁判長のほうからも、後できちんと説明をしますので、まず流れをつかんでください、気を楽にして入られてくださいということをおっしゃってくださったと思うので、その辺は非常によかったですと思いました。ただ、その反面、弁護人の冒頭陳述のところに関してが、何かとっても簡単で、本当に、正直、やる気じゃないですけど、今後どういうふうに戦っていくのかなみたいな、テレビのイメージとかしかなないので、あんなに白熱したやり取りがあるのかなと思ったりもしてたんですが、なかなかそういうのもなく淡々としてたので、そこがものすごく不思議というか、検察官と弁護人でこんなに温度差があるのかと思いました。あと、結局プレゼンテーション能力によって裁判員はかなり左右されますよねというのが初日の感想でした。最初で何か下手すれば決まってしまうんじゃないかぐらいの、どっちに寄ってっちゃうというのが決まっちゃうんじゃないかぐらいの差が私たちのときはあったので、その辺を強く感じて、これでいいのかなというのがやっぱり初日の感想でございます。

司会者

ちなみに、その印象というのは進んでいくにしたがって、変わりましたか。そんなに変わらないものでしたか。

6 番

変わってはいきました。変わってはいきましたけれども、やっぱり最初のアドバンテージは大きかったなというのも正直なところですね。なかなかそこは覆せない。それだけの事例だったのかもしれないんですけども、そういったものは感じました。

司会者

冒頭陳述でどこら辺が問題点かというような認識の話が、いろいろ出てきたんでしょけども、どこら辺が問題点でということについてはいかがですか。

6 番

故意か故意じゃないかというところを、ですから、有罪か無罪かというところは聞かされてたので、その辺は分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。3 番の方はいかがですか。伺ってよろしいでしょうか。

3 番

私は、裁判長の方が頭の中で、この方は、この被告人は懲役何年というのがすごくできてると感じてしまったんですね。それに対して、誘導されると6 番の方がおっしゃってたんですけど、もう懲役何年というのが裁判官の中にはあるんだなというのがすごく印象に思ってしまったんですね。だったら私たちみたいな裁判員をお願いして裁判をするのはおかしいんじゃないかなと私は一瞬思ってしまったんですね。やっぱりいろんな意見を出して、その中からみんなでこうやっていこうねという感じに私はイメージで思ってたんですけども、それなりに誘導されていくのであれば、私たちの意見は何の意味もないんだなというのは、すごくそれは印象的であったんですね。だったら弁護人の意見とか検察官の意見を聞いても無駄だったのかなというのは、ちょっと私のほうでは思ってしまったんですけど。せっかく検察官のすごくいい発言とかもあって、あっ、すごいなと私はすごく感心してしまって、弁護人も、すごくこの方を無罪にしたいんだなということですからすごく熱意は感じたんですけど。ただ、裁判というのはこういう裁判官たちの意見で左右されちゃうんじゃないというのがすごく印象に残ったのはすごく残念だったな

というのがあったんですね。

二宮弁護士

東京弁護士会の弁護士の二宮と申します。今ちょっと量刑のところの話だったんですけど、その前に有罪か無罪かというところを裁判官、裁判員で考えるんだと思うんですけど、そこでもなかなかやっぱり、自分としてはこれはこう思うけどというのが言いづらい空気というのがありましたか。ほかの方はどうですか。その部分で。

1 番

私の裁判の裁判長は自身の意見をおっしゃいませんでした。すばらしいなとそれは思いました。冒頭陳述では6番さんと同じように検察官のプレゼンがすばらし過ぎて、日本人もここまでできるのかぐらいの勢いで、一方何か弁護人は、やってるんだけど、うーん、ちょっと負けてるかなみたいな印象だったので、裁判長が、まだ決まってませんからねと言われました。ちょっとプレゼンの勢いを感じたのか、故意かどうかという論点について、人は人の心を見ることはできません、まず客観的な行動とか客観的な事実だけに注目して、そこで発言がそれぞれ食い違ったというところから見るのが一番正しいというか、一番いいと思いますけど、どう思われますかみたいな感じで言われました。誰かがある一つの意見を言って、ほかの人がほかの意見を言っただけでも、裁判長は別に言わないんですよ、自分の意見を。特に余裕があったというか長い裁判なんですけど、評議の時間が結構たくさんあったんで、時間的に余裕もあったのかもしれないんですけど、そこはすごいなってとても思いました。誘導されてるとは、私は全く感じませんでした。この量だと大体このぐらいの量刑になるというようなデータベースについても、本当の最後の最後までそういうものがあるとか、そういうのを見せるとかいうことも一切おっしゃられなくて、逆にどうやって決めるのかなという不安はずっと持ったままだったんですけども、これだとこれぐ

らいかなというふうな情報とかは本当に得られないまま、だから皆さんの感覚がとても重要なんですということを貫いておっしゃられてた方だったんです。だからちょっと私は違う印象を受けました。

司会者

今お話のあった点は、それぞれの裁判長のやり方もありますし、それを参加された方がどう受け止めたかという辺りの問題もあると思うので、どう評価するかというのはなかなか難しいところではないかと思えますけれども。

築検察官

今おっしゃっていただいた裁判官からの説明で、人の気持ち、心をどうやって判断していくかというところで、検察官としても客観的な事実、行動がどういうものだったかということについては重視して、それを立証しましょうということを考えていろいろしているんですけども、こういう行動がありましたよね、こういう発言がありましたよね、また話が変わりましたよねということをいろいろ主張してるんですけども、その中でこれは何のために主張してるのか分かりにくかったなというようなポイントが、評議のときにちょっと混乱したこととかがもしあれば、今後に役立てたいのでお話いただければなと思うんですが、今すぐ思い出すという程度で構わないんですけども、何かございましたでしょうか。

司会者

要するに薬物の認識というのは、それ自体が結構把握するのは難しいけれども、その関連で冒頭陳述だとか主張の問題もありますけれど、結局いろんな証拠が出てきて、証人だとか証拠調べで出てきますけれども、そういうものが、何でこれが必要なのというのがあったかどうかという感じでしょうか。

1 番

すごく明確に覚えているんですけども、証人尋問の中で証言に立たれた方

に、それはこっちですか、こっちに向いてたんですか、そのときにこの人はどっち向いてましたかとか、何かすごく執拗に聞く質問が何回かあって、何のために聞いているのかなと思いました。あと、証拠でこれを出しましたと、これは何に持っていきたくてこれを出したのかなということが全く分からなかったです。それで1回休憩が入ったときに、休憩室で裁判長が、どうしてこういう質問が出るか分かりますかと毎回必ず聞いてくれて、分からないと言うと、多分私の想像だと、こういうふうに持っていきたいときに、こういうものを出したりというような方法がありますよって、だからこういう可能性があるかもしれないと私は思うんですけどという感じで説明してくれました。ただ事実は知らないんで、もしかしたらこういう流れかもしれないねという感じで、皆さんと必ず話をして潰していきました。ただ、本当によく分からなかったです。例えば税関の方に、荷物をチェックするところの台の手前にラインがあったり、そのラインで1回止まったか止まらなかったかって質問していました。止まったときに、行こうと思ったところをちょっと迷って違うところに行ったように見えたかとか、例えばそういう細かい行動の中で何か執拗にささいなことを聞くという、何を聞いているのかなみたいな、そういう行動のことが多かったですね。なぜかというのは、多分行動からその人、普通の人はこのときにどういうリアクションをするとか、多分そういうところを、その弁護人も検察官も、その行動からその人の心を読もうと思って一所懸命聞いていたというようなことを知って、ああ、そうなんだと理解しました。

司会者

今の点、ほかの方はいかがですか。6番の方お願いします。

6番

1番さんとやはり同じようなことがあって、たしか検査をされている方が、ここにいるときにあなたはどこにいましたかとか、別室に通されているとき

にどこにいましたかという話をかなりの時間をとってやられてたのに、関係ないよねと、やはり同じような感覚で、もうやめてくださいと言いたくなるようなぐらいの話がありました。何かを主張したいんだとは思うんですけど、全くその意図が読み取れない。逆に、何か言いたいんだったら、先にこういうことを言いたいのでそこから説明しますぐらいの話をしてくださらないと、短い時間で、かつ質問がその日しか、例えば証人の方たちはその日しか質問ができないのに、そこにそれだけ時間をとられるのは正直困るというものをものすごく感じて、裁判長からはちょっと休憩しましょうと休憩をとられて、今のは忘れてくださいと言われました。ですよねと言ってみんなで納得して、じゃあ次行きましょうみたいなことがありました。あれはどうなんでしょうか。あの時間の使い方は正直もったないですねというのがありました。

司会者

本当は裁判官の立場で言うと、裁判官のほうもそう思われるようなときには止めなきゃいけないんじゃないかというところもあるんですね。

6 番

そうですね。何でも発言してくださいとは言われましたけど、何か我々がもういいですなんてちょっとそんなことは言えない、できないですね。さすがに手を挙げて、もういいですとは言えないので。逆に、そういうことをしてもよかったんでしょうか。

司会者

法廷ではやっぱり裁判長を通じてということになるとは思いますけれども。5 番の方、お願いします。

5 番

私の裁判でも同じようなことがありまして、裁判長がどんな意味があるんですかとおっしゃってました。

司会者

それは具体的にどんな場面で、どういう証拠の関係で。

5 番

どういう言葉かちょっと忘れちゃったんですけども、すごくよく覚えてるのは、証人がかばん、麻薬を見つけたときに手が非常に震えてたという、そういう場面があるんですけども、弁護人が、震えてたというのはどのぐらい震えてたんですかと、こうですか、こうですかみたいな話になって、どれだけ実があるのか分からないんですけども、でもそういうふうにはかならないんだらうなというような思いで聞いてました。争点はみんなそうかもしれないけども、現実にはキャリーバッグから麻薬が出てるわけですよ。それを捕まった人、持ってきた人が本当にそこに入ってたかどうか知ってたかどうか、そういう争いですよ。それを客観的に証拠で、この人はこういうふうには某国から某国に行って、また日本まで来たという流れで、そこにいろんな電話の履歴とか何か誰と行ったとか、電話でもいろんな世界各国からどんどん来て、それでも私は知りませんでしたというのは、普通は通じませんよね。外国でバッグを実は交換したんですと、そういう話だったですね。最終捕まったときには、某国のフリーマーケットで購入したと。それを弁護人が突き崩して無罪にするなんて至難のわざだから、やっぱりそういうことを言わざるを得ないんじゃないかなと思いましたけど。

司会者

多分そこら辺の内容は事件毎なのかなという感じもしますけれども。

5 番

ええ。

司会者

ほかに何かありますか。認識というのを考えるところで結構難しいところがあったり、あるいは証拠調べの関係でこれは関係あるのかなと思うようなこととか何かありましたらお願いします。4 番の方お願いします。

4 番

僕の時も意味が分からないのが結構ありました。これはどっちを向いていたとか、あなたはどういうふうにしてこれを開けましたかと、再現フィルムをもう一回やってるような感じでした。何と言ったらいいんですかね、そこで故意か故意じゃないかが分かるのかどうかと見ていたんですけども。あと感じたのは、何かお互いに検察官と弁護人で何か揚げ足取りみたいなことをやっているなというふうに感じました。それは本当にこうだったんですかと尋問されて、証人に呼ばれていた税関の方もすごくかわいそうだなと思いましたね。すごく責められてましたんで、そういうふうに感じました。

司会者

今は色々な認識の関係でも伺っていたんですけども、手続的な問題として、初めは緊張とかもあってなかなかうまく頭に入ってこないという方がいらっしゃって、進むに従って自分が落ち着いてくれば、そこら辺はだんだん慣れてきてということですね。今回のような覚せい剤の認識というか、覚せい剤を含む違法薬物の認識をどう考えたらいいかとか、さっき客観的になんていう話もありましたけど、どう考えていいかとか、それに関する説明というのがそんなに分かりづらくて、ずっとということではないように皆さんのお話を伺ったんですけど、そこはそれでよろしいですか。ただ、今お話があったとおりに、それなりに全体の話をお伺っていると、冒頭陳述で説明されていたけれども、実際の証拠調べでは、何でこんなのを聞いているのかなというのがあったということですね。中心は税関の職員の方の尋問のときに、全体の色々なことを細かいことまで全部聞こうとしてるというのが、どうもそこまでどうして必要なのかという、そういう印象を持たれた方が多かったと感じました。勝手に私のほうでまとめてしまいましたけれど、ほかに何か、こういう点もあったよということで付け加えてお話しされる方があればと思いますけれどもいかがでしょうか。

それと、評議のやり方みたいな問題もありましたけれども、一応そういう証拠調べを経て、論告とか弁論はどうだったでしょうか。最後の意見として、証拠調べが全部終わった後に、検察官あるいは弁護人が、今まで見ていただいた証拠はこういうふうに考えてこういう結論をとということで審理の一番最後に行くというところですが、その判断をするに当たって、それから評議をするに当たって、かなり役に立ったものなのか、それとも何か問題があったのか辺りはいかがですか。何か御意見のある方はいらっしゃいますか。例えば実際の評議、中身はどうということとはともかくとして、評議で論告要旨と弁論要旨とを目の前に置いて、この点について、この点についてみたいな感じでの使われ方はしていましたか。それとも、それとは全然関係なく話をしてるような感じだったのか。その辺りはいかがですか。

5 番

裁判の中で証拠が一番多かったのは電話の履歴なんですね。被告人が某国に行って誰々と会ったとか言っても、それはもう証明しようがないんですね。全く何もありませんから。第三国に行ってかばんを交換したなんていうのがたくさんあったんですね。それでもバッグの中に入っていないということを被告人が延々と話して、それを裏付けるために弁護人も一所懸命弁護し、検察官は証拠を並べていくわけです。最後に判決に持っていくわけですが、それを何年にしていくかというのは全然分かりませんでした。それはいろいろ皆さんと話し合って、みんなで決めたと、そんな感じですね。

司会者

先ほど伺った論告要旨や弁論要旨がかなり使われたかどうかというのは、印象で結構なんですけど、いかがでしょうか。あるいは、具体的にこういう点がすごく役に立ったということでも構いませんけれども。

6 番

基本的にはこの弁論要旨と論告要旨を並べて、たしか記憶があるのは、弁

論要旨を一つずつ潰していったという記憶がありますね。論告はもう分かったので、すんなり入ってきたので、もう弁論で、じゃ、故意ではないというところで、どこが認められるところがあるかというところで、一つずつ潰して行ってという形でやってきました。

司会者

最終的な結論が有罪なので、まずそこに至る過程の話をした後で、弁護人の主張みたいなものをとということですか。

6番

基本的に有罪であるというイメージではないです。ただ、運んできている事実は事実としてあるので、それに対して故意であるかどうかというところを考えました。論告はもう故意であるというふうな形でしか出てないので、弁論のほうで故意ではないというところが一つでもあれば、そこをきちんと探していきたいと思いますというような形で、それを潰していくというような形で進んでいたと記憶しています。

2番

基本的にはベースはこの論告要旨や弁論要旨をもとに考えていたんですけども、裁判が行われてる中で話し合われている場で言われたことに関してのメモはやっぱり自分で取っているメモしかなくて、さっき1番の方がビデオとかを見返してましたと言って、あっ、できるんだと思って、そういうことをちょっと知らなかったので、すごい自分で一所懸命、裁判中にメモを取ってたんですね。こういうことを言ってたよなというのを振り返る材料がやっぱり自分のメモしかなくて、メモ用紙はすごいたくさんいただいたんですけども、ビデオで振り返れるんだなというのが今ちょっと聞いて分かったので、そういうことが分かっているとありがたかったなと思います。裁判中に言われた話の内容をメモ用紙で渡してもらえると、すごいうれしいなというのはちょっと思いました。それをもとに、それと論告要旨や弁論要旨をもとに

判断をしていました。

司会者

それでは、ちょっと視点を変えて、何人かの方から言及がありましたけれど、特に外国人事件の場合通訳が入るということで、その点の問題なんですが、通訳が結構よかったということで、余りそれが支障にならなかったという趣旨のお話をされた方もいらっしゃいますし、何かやっぱり通訳が入ると分かりにくいという御意見もありましたけれども、その辺のところはいかがでしょうか。何か通訳が入ることでこういう不都合とか分かりにくさみたいなのがあったかどうかという辺りのことですが。

1 番

2 番さんがおっしゃられましたけど、通訳をしている間に考える余裕があるということは、とてもメリットがありました。私は英語ではない国の言語で、ちょっと珍しい国の言語だったので、言葉は全然分からないんですけど、日本語をその通訳さんが話しているときに、被告人の方の表情を見る余裕があったということでは、その場で通訳を通しての裁判は悪いことばかりではなくて、裁判員にとっては時間とかの余裕もありました。

司会者

では、この点は順番にお願いできますか。

2 番

最初にもお話しさせていただきましたが、英語でお話しになる被告人でした。私は英語がちょっと分かるので、その分は英語で聞いているのと通訳の方というのとダブルで聞くような感じになったんですけど、逆にそれで二重に聞けるということで、余裕ができてよかったかなと思ってます。通訳の方も適切だったかなと思っているので。英語の場合は、お分かりになる裁判員の方ももしかしたらいらっしゃるかもしれないので、逆に言うとインターバルがちょっと余裕になるというのは印象としてあります。特に通訳があった

から難解になったとかということは全く印象にないです。

司会者

3 番の方はいかがでしょうか。

3 番

私のときの通訳の方は、すごく法廷用語ができる方だったんですね。裁判長が質問したときに、どういうふうにして質問したらいいですかみたいなことをちょっと聞いたときに、裁判長がこうですよと言ったときにぱっとその言葉が出てきたので。相手の方はやっぱり英語をしゃべる方だったんですけども、英語で話して英語で返してくれて、それをまた日本語に返していただけるというので、すごく分かりやすい英語と日本語だったので、全然その点では不便は感じてなかったです。通訳で紹介してる間的时候に、こういうことを言ってたんだなということを思い出しながらメモを取れることがあったので、その点ではすごくよかったかなとは思ってます。

司会者

ありがとうございます。では、4 番の方をお願いします。

4 番

弁護人が英語に堪能な方だったので、その訳はおかしいよねとか訂正することが何回かありました。日本語で被告人に質問して、それを通訳の方が英語で言って、また被告人が英語で言ったのを今度日本語に訳して、結構何か間延びしていて、ちょっと苦手でした、正直言って。これが日本人同士だったらもっとスムーズに頭に入ってきたんじゃないかなという気がしました。以上です。

司会者

5 番の方をお願いします。

5 番

私も 4 番の方と同様で、外国人ですから通訳がいて当たり前なんですけど

も、いないほうがいいと。やっぱり通訳する人も、言い直すこともたびたびございました。多分それだけ神経を使われてるということでしょうし、裁判官、弁護士、検察官がお話しになってるときも、ずっと通訳で話してるわけですから、やっぱりメリットとデメリットはあるんでしょうけども、通訳は
いないほうがいいというか、いないと始まらないんですけども、面倒だなというふうには感じました。

司会者

やっぱり日本人同士と違って、ニュアンス的なものが伝わってるかどうかという点でしょうか。

5番

そうですね。多分、語尾とか、きっとあるんだと思います。いずれにしても、個人的に面倒だなというふうには思いましたね。

司会者

ただ、今のお話にもあったとおり、通訳事件はとにかく通訳の方がいらっしやらないと始まりませんので。全体としてそういうニュアンス的なものはあるとしても、通訳事件、とにかく通訳が入ることで何かちょっとかなり分かりにくかったとか、そういうのは皆さんなかったということよろしいですか。あともう一点は、先ほども話題になってたメールなんですけど、先ほど3番の方がメールのお話をしたときにはその本当に一文だけ出たみたいな感じなんでしょうか。

3番

私のときは、メールと電話ですね。その記録が出たと思うんですけども、メールのときに必要なところだけしか出てこなかったんですね。その前後の流れが分からなくて、これの意味はどこつながってるのかなという感じのことがありました。あと税関で税関職員の方が、こういうことを聞いたということ、そこだけの一文しか出てこなかったんですね。でもその前後

でどういう会話をしてこの文章に至ったかということが黒塗りで塗り潰されていて分からなかったもので、評議室に帰って、これはどういう流れになっているのかとみんなで話をしたんですけども、その文章を出すのであれば、ちょっとでいいので前後の流れが分かるような感じで出していただくのが一番いいかなと思います。特に弁護人のほうから出てきたのが、その文章しかなかったんですね。一文しかなかったもので、これはどこに属している文章なのか、メールなのかと。どっちの事件でそのメールのやり取りをやったのかなというのがすごく分かりづらかったんですね。だからやっぱり全体を把握する意味でも、メールということを採用するのであれば、流れが時系列で分かるような感じのメールの出し方をしていただいたほうが、内容的にはすごくよく分かったんじゃないかなと思います。あと、税関の方の質疑応答もそこだけしかないもので、その前後どういう聞き方をしたかとか、どういうふうにして返答が返ってきたかとかという、そのちょっと詳しい時系列があれば、もうちょっと理解できたかなという印象を持ちました。

司会者

メール自体は、量はそんなに多くはなかったんですか。

3 番

たくさんありました。

司会者

その点での負担はいかがだったでしょうか。

3 番

それは全然。何というんですか、短くまとめた重要なところしか出てなかったもので、そこをぼんぼんと抜き出してもらったので、メールを読んでいくと大体流れが分かってたので、すごくよかったなと思いました。

司会者

こういうことですかね。そんなに負担にならなくて、かえって抜いた部分

があって、それが抜いたのが分かって、人間、抜いてあるというのが分かる
とそこ何だろうと興味を持つところもあるでしょうし。

3 番

そうですね。そこに何か重要なことが書いてあったんじゃないか、判断する
ところがあったんじゃないかというのがなかったというのがちょっと残念
だったかなって。弁護人と検察官は全部読んでるので、多分流れるには分か
ってると思うんですけども、私たちからしてみると、そこだけ出てきても、
意味は何なのという感じの印象にしかちょっとなかったの。

司会者

私はその事件を担当しているわけではないので分からないですけど、多分
そこは事件と関係ないということで検察官又は弁護人が省かれたというところ
なんでしょうけども、量としてそんなに負担がないのであれば、出すところ
は出してもらったほうが理解がいいということもある、そういうことをち
よっと考えて証拠にしてももらったほうがいいと、そういう話ですか。

3 番

そうですね。

司会者

ほかにいかがですかね。4 番の方の事件も結構メールがあったと思いますが、
いかがですか。

4 番

メールの量は結構ありましたし、あれは必要なところだけが抜き出されて
いたんだろうとは思いますが、特に負担になったということはなく、最
初から何かの小説でも読むような感じでずっと最後まで普通に読んでました。
プリントアウトしたものとちょっと字が潰れてるところも幾つかあったの
が読みづらかった部分もあったんですけど、特に負担には感じませんでした。

司会者

そこから得られる情報というのも、認定には結構役に立ったという、そういう感じですか。

4 番

そうですね。結構これってちょっと怪しいよねと思った部分とかがあったりしましたし。

司会者

ほかにメールだとかそういう履歴みたいなものが証拠であったという方はいかがですか。

6 番

メールについては幾つか出てて、やはり 3 番さんと同じで、検察官と弁護人が省いたというのは分かるんですが、一通り目を通す機会が一度もなかったんで、これぐらいあるんですよとこれだけ束を見せられたら、じゃあいいですと言うかもしれないんですが、どれぐらいのやり取りをしてこういうふうな、例えば事件背景みたいなのを知りたいなというのはありました。あと、いつ誰がどこで送ったのかみたいな、その詳細が分からなかったと確か記憶しています。物的な証拠というところで提示をされていたんだとは思いますが、やはりそういうところでメールの信憑性みたいな部分がちょっと疑問に感じる場所がありました。

司会者

今のお話だと、例えば何日から何日ぐらいまでこの二人の間で合計何通ぐらいのものをやり取りしてて、そのうちのこれを抜粋したみたいな情報があると全体的なイメージが分かるということですか。

6 番

そうですね。お互いにメールして全 20 通のうちのこの 2 通が事件に関するところですので抜粋しましたとかいうようなものでもあれば、また少し違った感想が出てたかもしれないですね。

司会者

メールのことを特に言われると、私も何件かメールの事件を担当したことがあります。裁判員裁判ということではほかのものについてはなるべく余計な情報が大きくならないようにということを考えているので、メールもかなり量があると、これを読んでいただくのはどうかなという意識が今までは強いところもありましたが、お話を伺っていると、その辺は必要なものについては必要な限りでやっぱり出していただいて、もしかすると裁判所当事者が考えているよりは皆さん、もう少しその辺のものが出て、かえって出ていたほうが情報として分かりやすいという面があるかもしれないし、これはちょっとこれからの事件では工夫の余地があるかなと、何かそのような印象を覚えました。それから、1番の方は先ほど、特に複数被告人の事件でかなり長くて、ただ一番初めにお話しされていたときに、二人の被告人の話があるので情報が倍になっているということではよかったんじゃないかというところもありましたけど、ほかに複数であるということによって、これが大変だったとか、そういう何か感想とかそういうのはありますか。

1番

率直に言って二人の被告人の発言が全然違い、結構ちぐはぐで、一人でも無罪になりたいのかなという感じでした。二人が捕まった後すぐに二人を離して、それぞれに事情聴取をしているので、ちょっとずつ話が違うんですよ。こんなに違うんだみたいな。だからそこを起点に探っていくという点ではよかったんですが、でもちょっと長かったなって思います。ずっと裁判のことが頭から離れないという状態になりました。でもそれは仕方がないかなと思ってたんで、特に被告人が複数だからというよりは、関係がある、一緒に行動した方は一緒の場で情報を得たほうがやりやすいと思います。

司会者

あとは先ほどお話のあった日程の組み方の問題ですね。

1 番

そうですね。日程の組み方ですね。さっきおっしゃられたように、極力必要な情報だけに区切ってということに多分努力されてる結果だと思うんですが、証人が言う情報が増えていくんですよね。同じ税関でも、1日目と例えば5日目で、1日目に言ってた証人よりアクションが1個多いとかいうことがありました。すごいメモを私も取ったんですよ。結構、2冊か3冊か、みんなそんな感じでメモを取ってたんですけど、そういう情報が整理されていないので、行動も違うし、その行動が加わることで見方が変わったりするので、すごくパズルを解いてる感じで難しかった面はあります。なので、もしも可能であれば、ある一定の時系列でもいいですし、ある被告人のこっちの方だけに携わった方とか、何かまとまった塊で証人の方をお呼びできれば、もう少しいいかなと思いました。

司会者

1 番の方から先ほども指摘のあった点では、証人の方はいろいろ都合とかもあるので、なかなかうまく日程が組みにくいという意見も多分あるとは思いますが。ただ、できるだけそういうふうに分かりやすい順番でということはいつも考えてやらなければいけないでしょうし、あるいは、前後してしまうときには何らかの形で全体のことを説明しながらやったりとか、そういうことも工夫が必要かなという感じもしますね。

1 番

やってくださっていたんですね。途中で時系列の表を資料に入れていただいたんですが、欲を言えば最初にそれがあると、ここの時系列の中でこの人なんだというのが分かったかなと思います。その当日までちょっとどこの人でどういうことをしゃべるのかが分からなかったんで、その情報がいただけるとしたら、あったほうが望ましいと思います。

司会者

あとは、また証拠調べのところにもちょっと戻りますが、先ほど税関職員の方の尋問については若干指摘がありましたけど、それ以外にいかがでしょうか。証拠調べ全体について、ああ、そうかということで腑に落ちて聞けていたのか、それとも何でかなというふうな疑問に残るようなところはなかったかという辺りなんですけど。特に限定しませんので、どんな場面でも結構なんですけど、いかがでしょうか。ほかにはそんなに気になるというところはなかったですか。

もう一度、一番初めの認識の問題に戻りますけれども、そんなに分かりにくいということもなかったし、それに基づく証拠調べというのはちゃんと行われていて、その点も、先ほどちょっと自分たちでやった感じがあるか、それとも裁判官に引っ張られた感じがあるかという問題はちょっとありますけれども、それはともかくとして、こういうことが問題だということで、それに向かったの評議というのがきちんと自分なりに理解してできて、それで結論に至ったという辺りは、そう理解してよろしいでしょうか。それとも、何かやっぱりこのところがちょっと自分としては何か分からないまま残ってしまったみたいなことはないでしょうか。皆さんいかがでしょうか。内容はきちんと分かって結論に至ったということでよろしいですか。

では、大分時間も経過しましたので、報道の関係でいらっしゃってる方のほうから何か裁判員経験者の方にお聞きになりたいことがあればお願いいたします。

甲社A記者

どうもお疲れさまです。大変難しい事件を担当されたんだというのが今日聞いてよく分かりました。中でもやっぱり審理の冒頭の入り方の部分のところが大変興味深かったんですけども、皆さん事前に見られる資料というのが大変制限されている中だとは思うんですけども、やはり最初に法廷に行く前ですとか、被告人を見る前にですとか、もっと双方の主張なんかにつ

いて、あるいはどういう審理をするかについて分かったほうがむしろ予断なく審理ができるという何かお気持ちを持っていらっしゃるのかなと思います。あるいは、証人尋問をするときに、検察官、弁護人としてこういうことが聞きたいんだということが分かればもっと審理に、証人尋問に集中できるのかなと、何かそのようなお気持ちをもしお持ちだったら、制度上できるのかどうか分からないんですけれども、何かその点について、改めてもし御意見がありましたらお聞きしたいなと思うんですけれども。

司会者

いかがですか。では、5番の方をお願いします。

5番

法廷に入る前に、何かちょっと忘れてしまったんですけども、資料をいただいたかどうかもよく覚えてなくて、今考えて印象深いのがやっぱり争点というんですか、そこは何かすぐ分かったんですね。素人でもすぐ分かりました。争い事は分かってて、先ほどもちょっと申し上げましたけども、検察官の求刑が何年、片や弁護人は無罪だと主張していて、それはどっちが正しいんだろうというような見方を自分なりにしてました。量刑に関してはいろいろ裁判長なんかのお話を聞きながらみんなで決めたわけですね。やり方としてはこれでいいのかなと思いました。

司会者

2番の方をお願いします。

2番

一番最初にその話をさせていただいたので私の印象からお話しさせていただくと、やっぱりちょっと情報があったほうがよいです。これこれこういう事件でというのは、さらっとはあるんですけれども、最初にこういう事件でこういうことを話すので、こういう内容が話されますということがちょっと軽くでもあると話が聞きやすいというか、多分検察官も弁護人も自分たちの

資料を持っていらっしゃるわけで、その辺についてはよく分かっていらっしゃる状態で分かりやすく説明されているんだなとは思いますが、もう少し余裕を持つために、内容が分かっていると余裕を持って聞けるかなという気はします。

司会者

ほかの人はいかがですか。では、4番の方をお願いします。

4番

逆に、集まってそんなに間もなく法廷に入って、そのほうが自分にとってはよかったです。何でかという、変な先入観なく真剣に聞けたというか、例えばこんな事件ですぐらいただいたらいいですけど、これこれこんなことを言いますと聞いちゃっていると、何か自分の考えがまとまらなくなるような気がしたんで、すぐ入って聞いたほうが、よかったです。

司会者

1番の方をお願いします。

1番

冒頭陳述については、フォローアップしていただければ、先に資料があるかないか、どちらでもいいかなと思います。あれば便利だし、後で言うだけでいいんです。証人尋問の場合はあったほうがいいです。というのは、やっぱり1時間とかを全然意味が分からない質問をずっと聞いているというのはかなりしんどいからです。特に長い裁判だったこともあるので、もともと検察官がこれを確認したいとか、弁護人はこれを証拠として残したいから本人にイエスかノーか言わせたいとか。それは戦略なんでどこまでできるか分からないんですけれども、あったほうが助かります。

司会者

大分皆さん人によっていろいろ印象が違うようですね。ただ、裁判所の立場としては、やはり事件に対する認否をしてもらって冒頭陳述までは、裁判

所のほうで先回っていろいろ説明するということは、これはできません。ただ、今日のお話を伺っていて、その辺をすすっと終わらせずに、休憩の使い方なんかもあると思うんですけども、うまく滑り出せるような工夫というのは、何かもう少ししてもいいのかなという、そんな印象は受けました。ほかにはいかがですか。

二宮弁護士

私のほうから2点裁判員の方々に質問したいんですけど、まず、さっき論告要旨と弁論要旨は評議のとき見たかという話があったんですけど、冒頭陳述は、その説明があったときだけしか見てないのか、その後も振り返って見る機会があったのかというのをお一人ずつまず聞きたいんですが。

司会者

検察官・弁護人それぞれから一番初めに冒頭陳述ということであったと思いますが。

1 番

証人の方が出てきたときに、どこの部分かなみたいな感じで、あとは復習じゃないですけども、そういうふうにご利用しました。

司会者

今のお話だと1番の方のはかなり長いから、逆にそれを見ないと今何をやってるのが分からないときもあったかなという気がしますね。

1 番

そうなんです。人物も多いので。同じ名前の方が出てきたりするので。それなので、常に全員が早めに来るとずっと見てるみたいな感じですか。ちょっと私の場合特殊かもしれません。

司会者

冒頭陳述だけでもかなりの量のような感じですね。更に論告要旨と弁論要旨も今は1枚の多いですけども、検察官のがA3で3枚にわたる。事件の性質上

やむを得ないのかとは思いますが、かなりここら辺が大変だったんじゃないかなという感じがします。

1 番

論告要旨を見ながら、じゃあ左側を見ましょと、ここの中で御意見ありませんかみたいな感じで評議のときに全部活用してて、プレゼンテーションのパワーポイントのほうも、やっぱり左側で何か今まで聞いてきたことに対して意見ありませんかみたいな感じで、全て活用したのを覚えています。

司会者

パワーポイントというのは、弁護人が出されたものですか。

1 番

弁論要旨のほうですね。

司会者

順番に、とりあえず冒頭陳述のほうについて、審理の最中に振り返ったり、あるいは評議室のときのいろいろなお話のときに使ったかどうかという、そこのお話ですので、お願いします。

2 番

私も同様にものすごく見てました。やっぱり紙の資料が少ないので、自分のメモか、いただく資料しかないので、ものすごく見返していました。やっぱり分かりやすい資料で、分かりやすい資料のほうがありがたかったなと思います。今見返してみると、検察官の資料のほうもとても見やすかったなというふうに思いますので。当時は何かとにかく部分的なことになってしまうので、その部分ばかり見てたような気がしています。とてもよく見ていました。

3 番

私たちのときもよく活用して、この場面ではどういう審理だったかとかということを引き出すために使っていました。検察官のほうも弁護人のほう

も、全部この資料を見ながら皆さんでお話を詰めていったということだったので、すごく活用したと思います。

4 番

結構頻繁に何度も何度も休憩のたんびに見返していましたね。検察官のは1枚で、図とかが入っててとても見やすくて、1枚ぺらなんですけれども。弁護人のほうのやつはテキストがすごい何枚もあって、生い立ちから過去にこんなこともやっていましたと、何と言ったらいいんですかね、人の情に訴えてくるような感じがしてあれなんですけど、本当によく休憩のたんびに見返してました。

司会者

今の弁護人の文字のものは、冒頭陳述を文字で書いたものを出されて、それが9ページぐらいで、文字として結構これは読まれたということですかね。

4 番

はい。

司会者

先ほどお話があったように、逆に紙ベースの情報が少ないので、手元にあると読んでしまうというところもあって、本当は裁判員裁判でそれがいいのかどうかという問題はあるかと思いますが、この事件の場合には弁護人のほうで希望してこういうものを出されたということです。では、5番の方お願いします。

5 番

余りよく覚えてないんですけども、余り活用しなかったように記憶してます。少ないということもあるんですけども、裁判長のほうから割と意見をみんなに求められて、各自意見交換をしましたけども、これを繰り返し見たという皆さんのような印象は持ってなくてですね、あんまり見なかった。もちろん活用というか、見ましたけども、そんなに見たような記憶はありません。

むしろ何かおのおののメモを見て何か話合いをしたと、そういう感じですかね。

司会者

事件がそんなに複雑でないというところもありますか。

5 番

ええ。そう思いました。

司会者

5 番の方の事件の場合には、検察官の冒頭陳述も今見てみますと割に文字情報も少ないものです。弁護人のほうの冒頭陳述も左右にはなってますけども、片一方は日時の表みたいなこと、結局被告人が行動したものを時系列で書いて、そんなに行数のないところの事件なので、そこは結構影響しているのかもしれませんが。

5 番

ほとんど見なかったんだと思います、きっと。

司会者

では、6 番の方お願いします。

6 番

私の場合は、ほとんど使いませんでした。弁護人の書面はかなり余白が多く感じられました。見やすくできてはいるんですけども。大体最初の説明で大体の流れは分かってしまって、特にこれを見て何か話をしていく、見返したりすることはないというわけではないんですが、かなり頻度としては私は少なかったですね。税関職員さんの名前といつというのが分からないときに、冒頭陳述要旨のほうにお名前が書いてあるので、そこで確認をするという使い方しかしなかったような記憶があります。

司会者

今伺っていると結構事件の内容だとか性質にもよる感じですね。かなり参

照しなければいけない事件というのもあって、その場合には皆さんかなりお使いになってるという、何かそんなような感じですかね。

二宮弁護士

もう一点よろしいでしょうか。先ほど税関職員の証人尋問の関係とか出てきたんですけど、詳しいことは多分言えないと思うんですが、裁判の中でこういう人の話とか、あとこういう証拠というのが自分は一番判断するのに役立つなというのが、印象深いのがあれば、ちょっと聞かせていただきたいんですが。一人一人教えていただければと。

1 番

警察官の方が薬剤の被害というか副作用みたいな話をしてくださったのが、その量刑を考える上では一番重要だと私は感じました。というのは、覚せい剤ってどういうものかというのは、法廷で見せていただいてさわったりとかいうので、ちょっと何か三温糖かなぐらいの感じだったんですけど、やっぱりどのぐらい体に悪くて、どのぐらい重罪なのかというのは、私はちょっとほかの方よりももっと知識がなかったと思うんですが、どんなに今日本はそういう薬剤が入ってきていて、それを警察官の方々がどんな苦勞をしているのかという部分もお話を聞きましたし、刑を大きくすることでその犯罪を防止する効果もあるんだというような話を初めて聞きましたので、その証人、証人といってもその場において見た方が証人をするのが証人かと思ってたんですけど、そうじゃなくて、その薬剤がどんなに危ないかというのも証人の中で3日目か4日目かにあったんですけど、それはとても役に立ちました。これは毎回あるのかどうかはちょっと分からないんですけど、私の裁判の中ではあって、それは自分の中では刑を考える上では一番インパクトがありました。

司会者

事実の関係ではいかがですか。事実認定というか、その認識とかを認める

というような関係で、これはなかなかこの証拠は役立ったというのはありませんか。

1 番

役に立ったというより、税関職員さんはやっぱりいじめられていて、1年半ぐらい前の事実について、あなたは何を見ましたかと言われたときに、すごく正直な方がお一人いて、途中から、まず報告書に書いてあるのであればそのとおりですとお答えした後に、書いてないことを聞かれたら、覚えてませんと。覚えてないと思うんですね。2年とか過ぎていたら。そしたら何か弁護人が机たたいていきなり怒り出したんですよね。それがすごく、ちょっと全員びびっちゃってですね、裁判員全員びびっちゃって、その日は無言で終わったというのがありました。役に立ったというのとは別なんですけど、ちょっとかわいそうだなというのがすごく印象に残ったんですけど。

司会者

一番印象に残ったシーンだったんですね。

1 番

すいません。

司会者

今のお話で、無理にということではありませんので、特にそういうのがあればということですので、お願いします。

2 番

私の場合は、これはケース・バイ・ケースだと思うんですけども、メールに記載されていた内容をよりどころに一番していたと思います。あとはやっぱり事実としての物的証拠というものを実際見て、細工をされていたんですけども、細工をされていたものを見て、こういうものでこういうものを持ってきたんだなという、その事実というところの認定ですね。

司会者

メールの関係はあんまり伺ってなかったですけど、メールはほかの方と同じでそんなに負担になるようなものではなかったんですか。

2番

私が担当したケースだと、そんなにメールが多くなかったんですね。なので、そんなに負担はなかったです。

司会者

ありがとうございました。では、3番の方お願いします。

3番

私も事実認定の写真と、あとメールですか、それで確認をしたというか、そういう感じだったんですけれども。税関職員の英語の能力がどこまでなのかなというのがすごく疑問に思ったんですね。会話をしてて、本当に通訳さんが来たときには、すごく通訳さんはTOEICは何点ですごくできる人だったと、でも僕はそれほどできなかつたので、言ってる意味がちょっと分からなかったこともあったとおっしゃってたんですね。でも、僕は自信がありますと言ってたんですけど。税関職員と通訳さんの書いたもの、聞いたものを全部書いたのを見たときに、ちょっと意味が違ってるなというのもあったので、それはちょっと、私の頭の中からはのけようと思ってたんですけど、メールとその写真が決め手になりました。

司会者

あとの方、あればということで。

4番

僕もメールがやっぱり一番でしたね。この書き方だったらこれはもうそのまんまじゃないのかなと思うところもありましたし、あと、実際に後から評議室のほうに覚せい剤とかを持ってきてもらって、実際にこういうふうにしてたんだというのも見て、そうですね、かなり証拠は参考になりました。

司会者

5 番の方。

5 番

証人は二人出てました。税関の職員，男性の方と女性の方と。必要だから検察官が出してるんですよ，有罪にするための証拠能力というんですかね，よく分かりませんが，そんなにはあったというふうには思いませんでした。ただ，かばんを壊す同意を得たとか，先ほども言ってましたけども，3 番の方ですかね，英語能力に関して，弁護人が英語能力が云々と言ってましたけど，あんまり自信ありませんと言ってましたけど，そんなのあんまり必要ないんじゃないかなというふうに感じました。X線検査のときは手が震えてなかったんじゃないかとか，そんな話とかですね，あんまり意味のない話をしてましたけどね。そんな感じで，証人にあんまり有罪にするための証拠能力があったようには思えませんでした，私は。

司会者

分かりました。ありがとうございます。では，6 番の方，あればということをお願いします。

6 番

証拠として検察官が，1 回目に，X線検査とTDS検査をやったにもかかわらず通って入国をしたという事実がありまして，その次にX線検査をして解体検査をしたというところで発覚をしたと，密輸が確定したというところで，問題になっていたのが通過してしまったときのお話でしたので，かなり参考にはなりました。ただ，はっきり覚えてないんですけど，たしかX線検査の画像がなかなか出てこなかったんですよ。それが何でかよく分からなかった。やった割には画像をどうして出さないんだと。画像が出て中に入ってるのが分かってて，なぜ2回目は解体検査をしたのに1回目は解体検査ができなかったのか。多分それで，そのときには故意か故意じゃないかで大き

く違ったんじゃないかと。そういうふうなこともあったので、かなりそういう部分では参考になりました。

司会者

ちょっと6番の方の事例は日本人の被告人で特殊な事例で、前に通ったときに検査で何も出てこなかったというんで、そういう自分が持ってくる荷物については何も入ってなかったというのを、それを根拠に確信していたということで、その前の検査は何が行われたかみたいなことが、結構そういう争点で、ちょっと特殊な事件ですので、そうすると、その前の検査の内容がどうだったかという、まさにそこが問題になるということで、ちょっと特殊性があるのはそういうところだったんじゃないかと思います。さて、もう大分時間も近づいてまいりました。何かあれば。

築検察官

質問ではないんですけども、今まで出たお話の中で、税関検査の手続というのが捜査官からすると一般的に分かってるんじゃないかというところの中で、証人尋問の関係が分かりにくくなってるのかもしれないと思いましたので、よく分かってる方とそうじゃない方の両方分かるように、又は、通常一般の日本人が通過するときと精密に検査するときにもちよつと違う手続にもなってくることもあるので、それも含めて証人尋問を工夫しなければいけないのかなというふうに感じました。あともう一つは、メールのほうの解析は今非常に捜査機関のほうは一所懸命やっているところではありまして、弁護人との話合いの中でこんなにメールがある中の証拠になってる何通ですよというふうに明らかにすることもあるんですけども、全部消してしまう方、来てすぐ瞬間消してしまう方とかもいろいろいると、それを復元するという作業もあるので、全部で何通あったかというところまで裁判員の方にお示しできるかどうかというところは、ちょっと事案によっていろいろ違うのかなとは思っています。ただ、今日メールを結構参考にさせていただいて負担

でもないという話がありましたので、それはまたいろいろ分かりやすい証拠の示し方ということで工夫させていただければなと思いましたので、ありがとうございました。

司会者

多分メールの関係は当時の状況で、それが人の目に触れるという前提じゃなくて打ってますから、その中のものについての価値が高いというふうに多分皆さん感じてらっしゃるでしょうし、今検察官が言われたような、あとどれだけあったかというのは、裁判員の方がお知りになりたいのはボリューム感的なところで、正確なものが必要だということではないとは思っているので、そこはその程度のことでもいいんじゃないかなと思います。あと、やっぱり税関職員の尋問というのは専門的な技術的なところもあって難しいと思いますので、裁判所のほうから見ていると、とにかく全手続を理解していただく必要はないので、その必要なところに絞ってやっていただければそれでいいんじゃないのかなというのが裁判所としての印象ですね。

1 番

すいません。裁判じゃないんです。終わった後のことなんですが、やっぱり1か月ぐらい一所懸命自分なりにやった裁判について、その後どうなったかという情報を開示というか、担当したものだけにでもいいので開示をしていただけないかなと。控訴したというのは知ってるんですけど、その後、裁判がどう進んだかというのはすごく気になっていて、特定のパスワードでも何でもいいんで、担当者が見れるとかいうようなサービスをしていただけないかなって。それは何かよろしくお願いします。

司会者

控訴したかどうかというのは、それは教えてもらえたということですか。

1 番

判決文の写しと一緒に、控訴になりましたというレターと一緒に来たんですが、その後どうなったのかという、やっぱり自分たちが出した刑についての、正しいと言ったら変ですけど、実際どうだったかというのと、あとやっぱりその被告人が非常に長い刑に服すことになった場合に、どうしてるかなって実はずっと気になってる部分があって、その辺をぜひ教えていただきたいと思います。すいません、ちょっとこれだけ言いたくて本日は参りました。

司会者

補足しておきますと、裁判所自身も、高裁に行って、事件によっては高裁の判決が出て更にも不服があって最高裁にというのがありますけど、それを全部フォローしてるわけじゃありませんので、結局どこの部に係属して今どういう状況かというのは、その気で照会しないと分からないんですね。最終的には事件が全て終わって、確定といって最高裁、高裁で終わっても、事件の記録が元の部に戻ってくるところで通過して、そのときに、ああ、これで終わったんだという確認をするという。実は裁判所自身も、中でもそんな感じなんです。

1 番

裁判員は、たくさん裁判をするというより人生で1回なので、すごく深く刻まれる部分があって、どうしても最後どうなったかというところに興味があります。

司会者

いつ終わったかというのがすぐに分かるわけじゃないし、まだずっとやってるという可能性もありますので、多分一定の時点であの事件どうなってるんですかというようなことをまた聞いていただければ、その時点でできる限り調べたりということは可能だと思います。

1 番

そうなんですか。何か傍聴のときに今どの裁判やってますみたいな感じで、

自分のIDとパスワードを入れたら自分の担当したのが今例えば何とか中み
たいな。すいません，それは無理なんですね。

司会者

よろしいでしょうか。本日はわざわざおいでいただき、長時間どうもあ
りがとうございました。またどうぞよろしく願いいたします。本当に今日
はどうもありがとうございました。

以 上